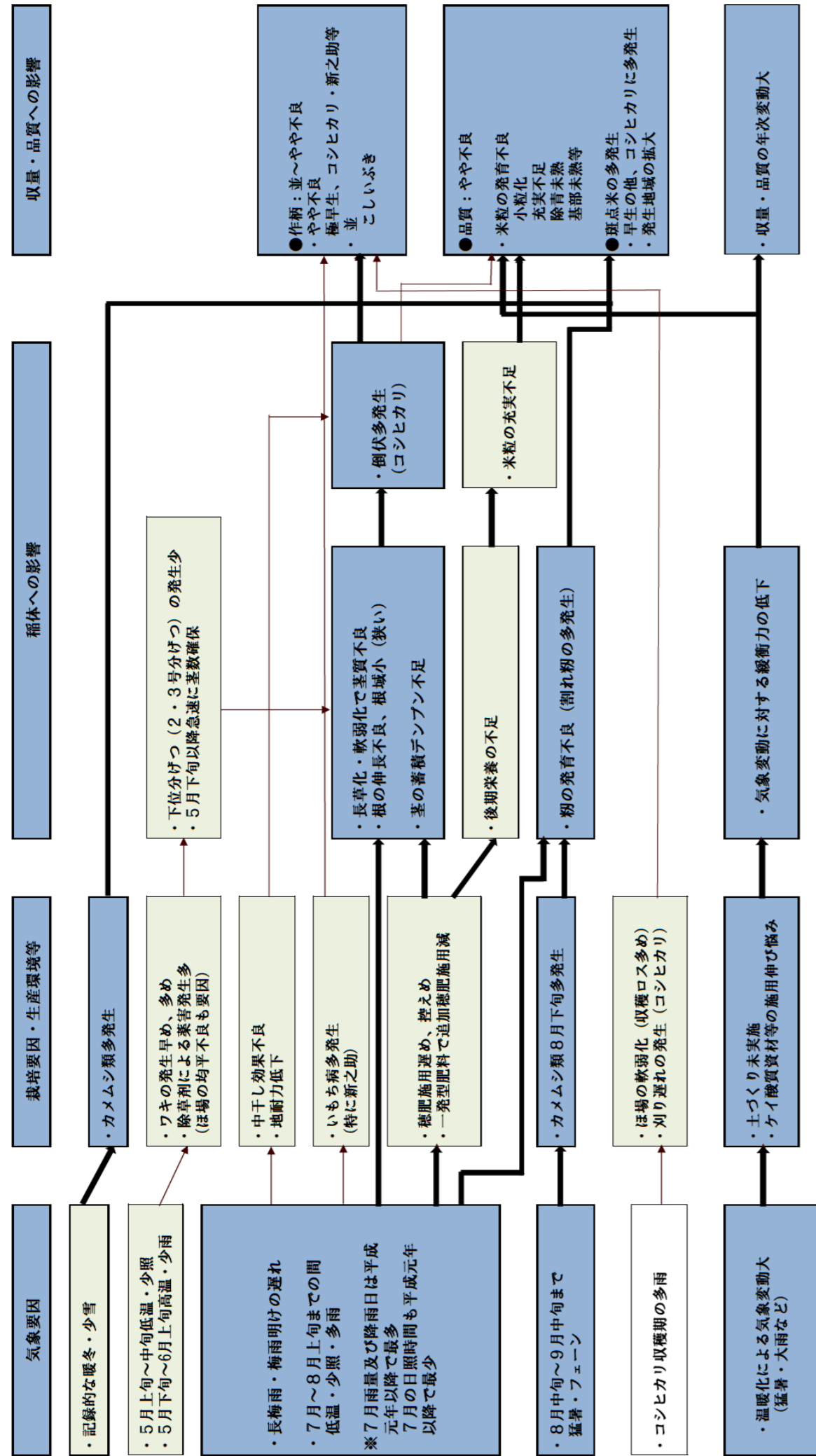


5 作柄に影響した要因の推定と関連図



収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害による収量減少や価格低下をはじめ、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※青色申告(簡易な方式を含む)の実績が1年分あれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度は、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策につきましては、同時に加入できます。
- ◎令和3年1月からは当分の間の特例として、野菜価格安定制度の利用者が初めて収入保険に加入する場合、収入保険と野菜価格安定制度を同時利用(1年間)することができます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

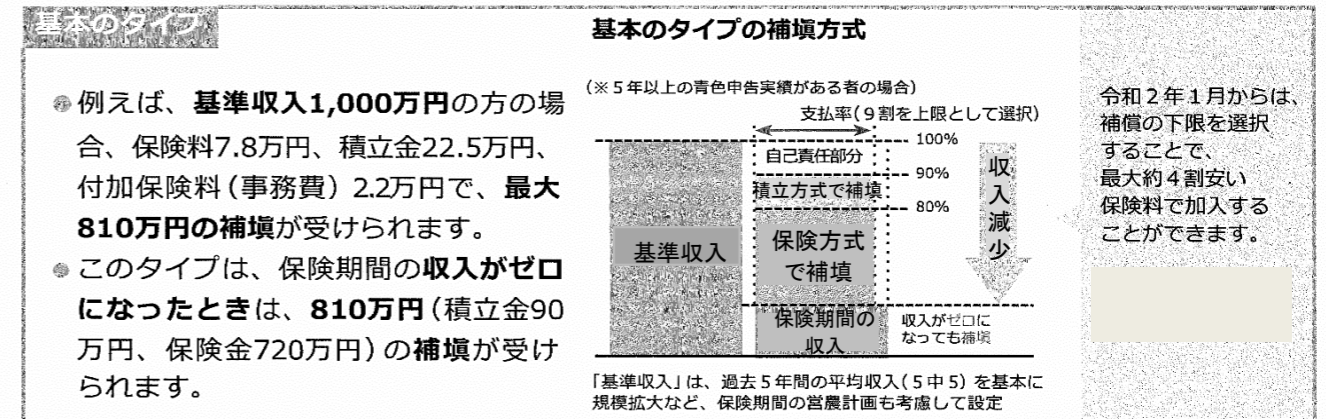
- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

● 保険期間の収入が**基準収入の9割**(5年以上の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の**9割**を上限に補填します。

- ※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。
- ※「掛捨ての保険方式」に「掛捨てとならない積立方式」も組み合わせるかどうかは選択できます。補償限度額は基準収入の9~5割の中から選択できます。
- ※保険方式の支払率は9~5割、積立方式の支払率は9~1割の中から選択できます。

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。(任意加入)
- ※保険料は掛捨てになります。保険料率は、1.08%(50%の国庫補助後)で、自動車保険と同様に、保険金の受取がない方は、保険料率が下がっていきます。
- ※積立金には、75%の国庫補助があります。これは自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※税務申告上、保険料及び付加保険料(事務費)は、必要経費(個人)又は損金(法人)に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。



青色申告をしていない方で、収入保険加入を希望される方は令和3年3月15日までに最寄りの税務署にて申請をお願いします。その場合、加入は令和5年からになります。

問い合わせ：新潟県農業共済組合 下越支所 0254-33-3901